

「厚生労働省国民保護計画」－新旧対照表－
(平成19年1月9日変更)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項 第3節 医療の提供等 1 医療の提供及び助産 (1) 救護班の派遣等 (略) ○ 救護班の緊急輸送について、厚生労働省医政局は、必要に応じ、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。 (略)</p>	<p>第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項 第3節 医療の提供等 1 医療の提供及び助産 (1) 救護班の派遣等 (略) ○ 救護班の緊急輸送について、厚生労働省医政局は、必要に応じ、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。 (略)</p>
<p>第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項 第3節 医療の提供等 1 医療の提供及び助産 (3) 医療活動の実施 (略) ○ 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、厚生労働省医政局は、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。</p>	<p>第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項 第3節 医療の提供等 1 医療の提供及び助産 (3) 医療活動の実施 (略) ○ 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、厚生労働省医政局は、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。</p>
<p>第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項 第1節 生活関連等施設の安全確保 2 毒物又は劇物の取扱施設 (2) 武力攻撃事態等における措置 (略) ○ 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒物劇物取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県に対し当該施設の安全確保の実施</p>	<p>第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項 第1節 生活関連等施設の安全確保 2 毒物又は劇物の取扱施設 (2) 武力攻撃事態等における措置 (略) ○ 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒物劇物取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛庁、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県に対し当該施設の安全確保の実施</p>

に係る必要な助言等を行う。
(略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

3 毒薬又は劇薬の取扱施設

(2) 武力攻撃事態等における措置

(略)

- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒薬劇薬取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県、地方厚生局に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

(略)

に係る必要な助言等を行う。
(略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

3 毒薬又は劇薬の取扱施設

(2) 武力攻撃事態等における措置

(略)

- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒薬劇薬取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛庁、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県、地方厚生局に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

(略)